

## 加古川市勤労者住宅リフォーム資金融資あっせん措置要綱

平成 20 年 6 月 1 日  
地域振興部長決定

(要旨)

第 1 条 この要綱は、勤労者が市内に住宅をリフォームしようとする場合に、市長が近畿労働金庫東播加古川支店（以下「融資機関」という。）に住宅リフォーム資金の融資あっせんすることについて、必要な事項を定めるものとする。

(住宅資金の預託)

第 2 条 市長は、融資機関が住宅リフォーム資金の融資を勤労者に行うために必要な原資を予算の範囲内において預託するものとする。

(融資対象)

第 3 条 この要綱により融資を受けることができる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 同一事業所（事務所の所在地が市外である場合も含む。）に 1 年以上引き続き在職している者
- (2) 市内にある自己が所有し、居住する住宅をリフォームしようとする者
- (3) 融資の返済能力を十分に有する者
- (4) 年齢が 20 歳以上 60 歳以下の者とする。ただし、融資金の返済完了時における年齢が 75 歳以下の者とする。
- (5) 雇用契約による労働者で賃金・給与その他の収入によって生活する者
- (6) 融資機関が指定する社団法人日本労働者信用基金協会（以下「基金協会」という。）の保証制度を利用する者
- (7) 市税を滞納していない者
- (8) 暴力団等（暴力団（加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。）でない者

(融資条件)

第 4 条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 融資限度額  
500 万円以内とする。
- (2) 融資期間  
15 年以内とする。
- (3) 融資利率  
融資機関との加古川市勤労者住宅リフォーム資金融資あっせん措置要綱覚書により決定する率とする。
- (4) 償還方法  
元利均等月賦償還方式、又は元利均等半年償還併用方式とする。

(5) 担保

融資機関の定めるところによる。

(6) 融資金の用途

融資金は、自己が所有し、居住するための個人住宅のリフォームのために融資するものとし、住宅が店舗その他の用途を兼ねるものには使用できない。

(申込み)

第5条 この要綱による融資を受けようとする者（以下「借受者」という。）は、別に定める申込書に必要書類を添えて、市長に提出する。

2 市長は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて、速やかに融資機関に対して融資のあっせんを行うものとする。

(融資)

第6条 市長から融資あっせんを受けた融資機関は、市長の意見を尊重し、この要綱及び自らの業務規定に基づき、融資を行うものとし、その結果を市長及び借受者に通知するものとする。

(融資の取消し)

第7条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、融資機関と協議して金銭消費貸借の解除、融資金の残金の繰上償還その他必要な事項を講ずることができるものとする。

(1) 虚偽の申込みにより融資を受けたとき

(2) 正当な理由がなく融資金の償還を怠ったとき

(3) 融資の対象となった住宅を他人に譲渡したとき

(信用保証料)

第8条 借受者が基金協会へ支払うものとする。

(信用保証債務)

第9条 信用保証債務の履行については、基金協会の「業務規定」に定めるところによるものとする。

(報告及び調査)

第10条 市長は、この制度の適正な運営を図るため借受者に対し必要な事項について報告を求め、当該融資に係る関係書類を調査することができるものとする。

(補 則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日に施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日に施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日に施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 8 月 7 日に施行する。